

第 10 次外国投資ネガティブリスト

(2015 年 5 月 29 日大統領署名、2015 年 6 月 22 日発効)

リスト A：外国人による投資・所有が、憲法および特別法により禁止・規制されている分野 外国資本の参入や外国人の就業が認められない分野

1. レコーディングを除くマスメディア
2. 専門職
 - a. 薬剤師
 - b. 放射線・レントゲン技師
 - c. 犯罪捜査
 - d. 山林管理
 - e. 弁護士
3. 払込資本金額が 250 万ドル未満の小売業
4. 協同組合
5. 民間警備保障会社
6. 小規模鉱業
7. 群島内・領海内・排他的経済海域内の海洋資源の利用、河川・湖・湾・潟での天然資源の小規模利用
8. 闘鶏場の所有、運営、経営
9. 核兵器の製造、修理、貯蔵、流通
10. 生物・化学・放射線兵器の製造、修理、貯蔵、流通（投資も禁止されている）
11. 爆竹その他花火製品の製造

外国資本が 20%以下に制限されている分野

12. ラジオ通信網

外国資本が 25%以下に制限されている分野

13. 雇用斡旋（国内・国外のいずれかで雇用されるかを問わない）
14. 国内で資金供与される公共事業の建設、修理契約。ただし、以下を除く。
 - a. BOT 法（共和国法第 7718 号）に基づくインフラ開発プロジェクト
 - b. 外国の資金供与・援助を受け、国際競争入札を条件とするプロジェクト
15. 防衛関連施設の建設契約

外国資本が 30%以下に制限されている分野

16. 広告業

外国資本が 40%以下に制限されている分野

17. 天然資源の探査、開発、利用（大統領が承認する資金・技術援助契約に基づく場合、外国資本 100%参入可）
18. 私有地の所有
19. 公益事業の管理、運営
20. 教育機関の所有、設立、運営
21. 米、とうもろこし産業（操業開始から 30 年以内に、資本の 60%以上をフィリピン国民に放棄あるいは譲渡する場合、外国資本 100%参入可）
22. 国有・公営・市営企業への材料、商品供給契約
23. 公益事業免許を必要とする BOT プロジェクトの提案、施設運営
24. 深海漁船の運営
25. 損害査定会社
26. コンドミニアムユニットの所有

**リスト B：安全保障、防衛、公衆衛生、公序良俗の脅威、中小企業保護の観点から
外国人による投資・所有が規制されている分野**

外国投資が 40%以下に制限されている分野

1. フィリピン国家警察 (PNP: Philippine National Police) の許可を要する品目の製造、修理、保管、流通
 - a. 火器（拳銃、散弾銃など）、火器の部品及び弾薬、火器の使用もしくは製造に必要な器具もしくは道具
 - b. 火薬
 - c. ダイナマイト
 - d. 起爆剤
 - e. 爆薬製造時に使用する材料
 - i. 塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム ii. 硝酸アルミニウム、硝酸カリウム、硝酸バリウム、硝酸銅、硝酸塩、硝酸カルシウム、赤銅鉱 iii. 硝酸 iv. ニトロセルロース
 - v. 塩素酸アンモニウム、塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム vi. 硝酸エステル vii. グリセリン viii. 無定形リン ix. 過酸化水素 x. 硝酸ストロンチウム xi. トルエン
 - f. 望遠鏡、赤外線照準器など（但し、相当量が輸出向けの場合、また PNP が定める外資参入比率に準じる場合、PNP の承認の下、非フィリピン人にこれら品目の製造、修理が認められる）
2. 国家防衛省 (DND: Department of National Defense) の許可を要する品目の製造、修理、保管、流通
 - a. 戦闘用の銃、弾薬
 - b. 軍用兵器及び部品（魚雷、地雷、水中爆雷、爆弾、手榴弾、ミサイルなど）
 - c. 砲撃・爆撃・射撃統制システム及び部品
 - d. 誘導ミサイル、ミサイルシステム及び部品
 - e. 戦闘機及び部品
 - f. 宇宙ロケット及び部品
 - g. 軍艦及び補助艦艇
 - h. 兵器修理・メンテナンス機材
 - i. 軍用通信機器
 - j. 暗視装置・機器
 - k. 放射線装置及び部品
 - l. 軍事訓練装置
 - m. その他 DND が定める品目（但し、相当量が輸出向けの場合、また DND が定める外資参入比率に準じる場合、DND の承認の下、非フィリピン人にこれら品目の製造、修理が認められる）

3. 危険薬物の製造、流通
4. サウナ、スチーム風呂、マッサージクリニックなど、公共の保健及び道徳に影響を及ぼす危険性があるため、法により規制されているもの
5. レース場の運営など、全ての賭博行為。但し、フィリピン娯楽賭博公社と投資契約が結ばれており、且つフィリピン経済区庁の認定を受けている事業は除く。
6. 払込資本金額 20 万米ドル未満の国内市場向け企業
7. 先端技術を有するか、50 人以上を直接雇用し、払込資本金額 10 万米ドル未満の国内市場向け企業